

退職して、未徴収税額を従業員が個人で納付する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

[illegible]

1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	9月分まで特別徴収し、10月分から普通徴収に変更する場合、 (ウ)未徴収税額が普通徴収税額となります。										月分(翌月10日納入期限分)から		
	所 在 地	担 当 者 連 絡 先	所 属								徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ		氏 名											
	氏名又は名称		電 話											
					受給者番号									
					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)							右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合					左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1 1. 異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 春日部市役所 市民税課 個人住民税担当